

令和 6 年度丸亀市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び丸亀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年丸亀市条例第 197 号）第 6 条の規定に基づき、令和 6 年度の丸亀市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和 7 年 12 月

丸亀市長 松永恭二

I 職員の任免及び職員数に関するここと

職員の任用は、受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況（令和 6 年度、単位：人）

任用		退職			
採用 (うち再任用)	昇任	定年	勧奨	任期満了 (うち再任用)	自己都合 その他 (うち再任用)
26 人（1 人）	128 人	5 人	7 人	10 人（10 人）	41 人（0 人）

(2) 採用試験の実施状況（令和 6 年度）

種類	職種	教養試験	専門試験	適性検査	体力測定	作文試験	実技試験	口述試験	個別面接試験
大学卒業程度	行政事務（大学卒）	一次	一次	一次		一次		二次	三次
	行政事務（職務経験者）	一次		一次		二次		二次	三次
	行政事務（情報）	一次		一次		二次		二次	三次
	行政事務（大学卒・障がい者対象）	一次		一次		二次		二次	三次
	土木（大学卒）	一次	一次	一次		一次		二次	三次
	土木（職務経験者）	一次		一次		二次		二次	三次
	建築（大学卒）	一次	一次	一次		一次		二次	三次
	建築（職務経験者）	一次		一次		二次		二次	三次
	保健師	一次	一次	一次		一次		二次	三次
	社会福祉士	一次	一次	一次		一次		二次	三次
短大卒業程度	消防（大学卒）	一次		一次	一次	一次		二次	三次
	消防（救急救命士）	一次		一次	一次	一次		二次	三次
	行政事務（短大卒）	一次		一次		一次		二次	三次
	行政事務（短大卒・障がい者対象）	一次		一次		二次		二次	三次
	土木（短大卒）	一次	一次	一次		一次		二次	三次
	建築（短大卒）	一次	一次	一次		一次		二次	三次
保育士	保育士・幼稚園教諭（A）	一次	一次	一次		一次	二次	二次	三次
	保育士・幼稚園教諭（B）	一次		一次		一次	二次	二次	三次

高校卒業程度	行政事務（高校卒）	一次		一次		一次		二次	三次
	行政事務（高校卒・障がい者対象）	一次		一次		二次		二次	三次
	土木（高校卒）	一次	一次	一次		一次		二次	三次
	建築（高校卒）	一次	一次	一次		一次		二次	三次
	消防（高校卒）	一次		一次	一次	一次		二次	三次

(注) 令和6年度の採用試験の採用日は、令和7年4月1日である。

「一次」とは一次試験において、「二次」とは二次試験において、「三次」とは三次試験において実施したことを表す。

(3) 採用試験の実施状況（令和6年度、単位：人）

試験の種類	試験の名称	試験区分		申込者数	採用者数
競争試験	上級 (大学卒程度)	行政事務（大学卒）		123	20
		行政事務（職務経験者）		56	9
		行政事務（大学卒・障がい者対象）		1	0
		行政事務（情報）		6	0
		土木（大学卒）		5	0
		土木（職務経験者）		5	2
		建築（大学卒）		2	0
		建築（職務経験者）		1	1
		保健師		10	4
		社会福祉士		6	3
	中級 (短大卒程度)	消防（大学卒）		10	1
		消防（救急救命士）		7	1
		行政事務（短大卒）		5	1
		行政事務（短大卒・障がい者対象）		0	0
		土木（短大卒）		2	0
	初級 (高校卒程度)	建築（短大卒）		0	0
		保育士・幼稚園教諭（A）		14	3
		保育士・幼稚園教諭（B）（経験者対象）		7	4
		行政事務（高校卒）		5	1
		行政事務（高校卒・障がい者対象）		1	0
		土木（高校卒）		2	1
		建築（高校卒）		1	1
		消防（高校卒）		4	1

2 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在、単位：人）

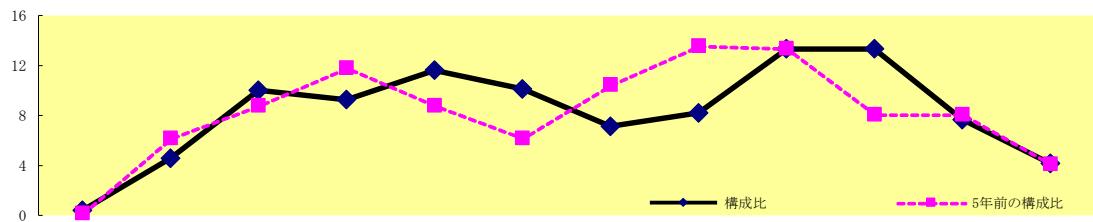
区分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	7	7	0	
		総務企画	134	129	△5	
		税 務	34	35	1	
		民 生	231	227	△4	
		衛 生	83	82	△1	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	26	26	0	
		商 工	12	13	1	
		土 木	56	55	△1	
	計		583	574	△9	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.17人 (類似団体の1,000人当たり職員数 5.22人)
公営会計事業部等部門	教育部門		144	143	△1	
	消防部門		120	120	0	
	小 計		847	837	△10	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.54人 (類似団体の1,000人当たり職員数 7.01人)
	水道 下水 モーターボート その他の合計		31 13 25 43 112	19 12 27 42 100	△12 △1 2 △1 △12	
合 計			959 [1200]	937 [1200]	△22	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.44人

(注) 1 職員数は各年における定員管理調査において報告した一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

単位（%）



20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4	43	94	87	109	95	67	77	125	125	72	39	937

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(3) 職員数の推移（単位：人・%）

年度 部門別	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間 の増減数（率）
一般行政	588	568	584	579	583	574	△14(△2.4%)
教育	139	148	145	144	144	143	4(2.9%)
消防	119	119	120	119	120	120	1(0.8%)
普通会計	846	835	849	842	847	837	△9(△1.1%)
公営企業等会計	117	116	116	113	112	100	△17(△14.5%)
総合計	963	951	965	955	959	937	△26(△2.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

II 職員の人事評価に関すること

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、任命権者は、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければなりません（地方公務員法第6条第1項、第23条の2第1項、第23条の3）。

(1) 人事評価制度の概要（令和6年4月1日現在）

評価の目的		職員一人ひとりの能力や適性を活かし、伸ばすことによる多彩な人材育成・確保や能力・実績に応じた処遇によるインセンティブの付与など。		
評価の方法		能力評価	職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力を把握した上で、能力評価表を用いて勤務成績の評価を行う。	
		業績評価	被評価者が当該被評価者を評価する一次評価者と面談を行い、業績評価における当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割（「業績目標」）を設定し、それを用いて勤務成績の評価を行う。	
評価者		第一次評定者		第二次評定者
		部長等	副市長等	—
		課長等	部長等	—
		副課長等	課長等	部長等
		一般職	副課長等	課長等
対象職員	職種	全職種		
	職位	全職位		

(2) 人事評価結果の活用

人事評価の結果は昇任・昇格や人事異動等の参考にしています。

III 職員の給与に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第1項、第2項、第5項）。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和5年度 の人件費率
令和6年度	人 110,803	千円 71,498,532	千円 640,614	千円 9,494,863	% 13.3	% 13.9

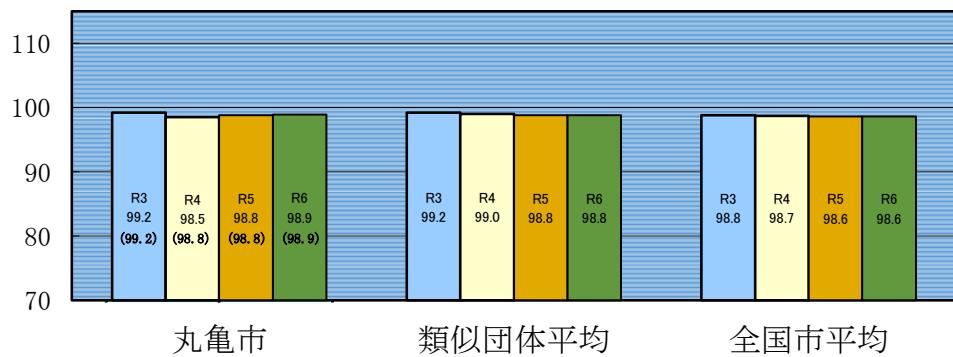
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 令和5年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 837	千円 3,159,710	千円 541,751	千円 1,270,432	千円 4,971,893	千円 5,940	千円 5,784

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

- 2 職員数は、地方公務員給与実態調査にて報告した普通会計関係に属す令和6年4月1日現在の職員の総数である。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 (1) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和 6 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、①3 年前に比べ 1 ポイント以上、上昇している場合、②3 年連続で上昇している場合、③100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当しない。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2% の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）H28. 4. 1

（内容）国の見直し内容を踏まえ平均 2% 引下げ

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 6% に対し、丸亀市において 6% を支給。

（実施時期）平成 27 年 4 月 1 日より実施。

（参考）高松市に勤務する場合

	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度の支給割合	平成 29 年度の支給割合	平成 30 年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和 2 年度の支給割合	令和 3 年度の支給割合	令和 4 年度の支給割合	令和 5 年度の支給割合	令和 6 年度の支給割合
	4 月 1 日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
丸亀市の支給割合	3%	—	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

単身赴任手当、災害派遣手当を追加（平成 27 年 4 月 1 日実施）

管理職員特別勤務手当を追加（令和 5 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	43.2 歳	321,877 円	392,924 円	349,150 円
香川県	42.9 歳	325,406 円	412,347 円	357,780 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.7 歳	321,441 円	394,744 円	357,120 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	48.8 歳	100 人	327,759 円	366,267 円	338,750 円
うち清掃職員	51.6 歳	44 人	331,760 円	395,139 円	345,439 円
うち給食調理員	47.3 歳	13 人	311,400 円	335,177 円	320,277 円
うち校務技師	53.3 歳	12 人	349,600 円	363,883 円	359,475 円
香川県	55.9 歳	9 人	299,869 円	320,872 円	314,739 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円
類似団体	54.0 歳	36 人	310,884 円	347,001 円	325,463 円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
丸亀市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	1.25
うち給食調理員	飲食物調理従事者	43.2 歳	250,200 円	1.34
うち校務技師	他に分類されない運搬、清掃、包装等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.49

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	平均給与月額 C/D
丸亀市	—	—	—
うち清掃職員	6,252,868 円	4,376,300 円	1.43
うち給食調理員	5,425,524 円	3,321,600 円	1.63
うち校務技師	5,980,096 円	3,297,300 円	1.81

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3～令和5年の3カ年平均）
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 平均給料月額は100円未満を端数処理（四捨五入）した値である。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
丸亀市	41.0 歳	315,898 円	372,045 円
香川県	41.3 歳	351,154 円	395,885 円
類似団体	41.3 歳	316,680 円	359,782 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	丸亀市	香川県	国
一般行政職	大学卒 225,600 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒 194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒 194,500 円	180,600 円	—
教育職	大学卒 225,600 円	252,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒 263,692 円	349,017 円	387,533 円	400,660 円
	短大卒 —	—	—	398,600 円
	高校卒 231,000 円	—	—	418,300 円
技能労務職	短大卒 245,100 円	—	—	—
	高校卒 —	—	—	375,513 円
	中学卒 —	—	—	374,800 円
教育職	短大卒 —	286,150 円	370,300 円	402,900 円

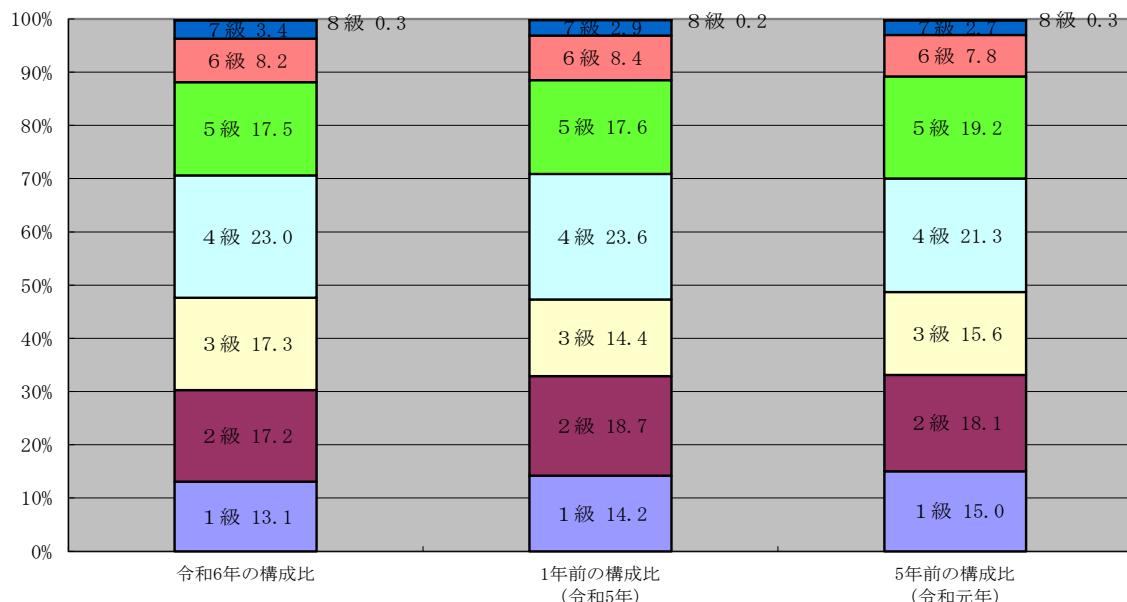
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

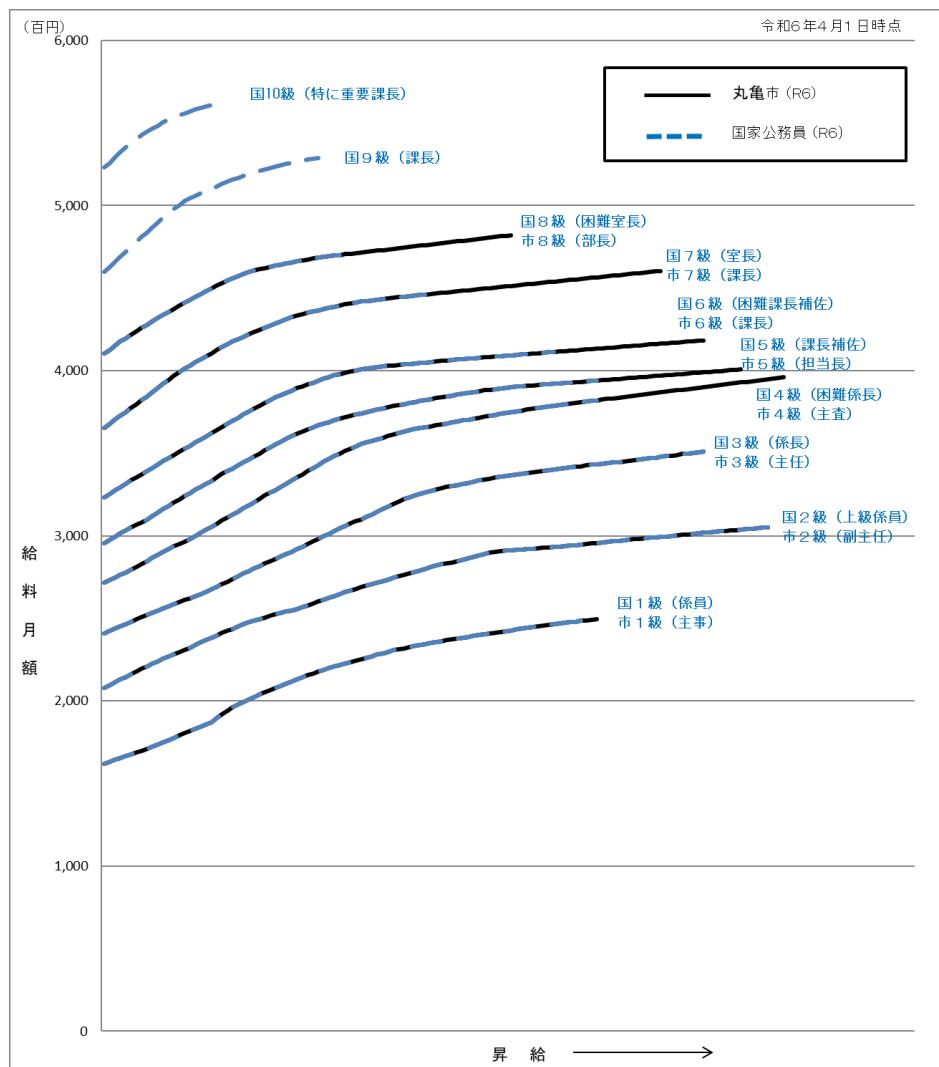
区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	123人	13.1%	183,500円	258,100円
2級	副主任の職務又はこれに相当する職務	161人	17.2%	230,000円	308,500円
3級	主任の職務又はこれに相当する職務	162人	17.3%	261,300円	354,700円
4級	主査の職務又はこれに相当する職務	215人	23%	287,300円	400,200円
5級	1 副課長の職務又はこれに相当する職務 2 担当長の職務又はこれに相当する職務 3 副主幹の職務又はこれに相当する職務	164人	17.5%	309,800円	405,000円
6級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 副課長の職務又はこれに相当する職務	77人	8.2%	335,000円	422,700円
7級	1 部長の職務又はこれに相当する職務 2 課長の職務又はこれに相当する職務	32人	3.4%	373,400円	465,200円
8級	部長の職務又はこれに相当する職務	3人	0.3%	415,600円	487,000円

(注) 1 丸亀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブの比較表



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定期間				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丸 龍 市	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,558千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,786千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (※2.50)月分 (※2.10)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

2 (※)内は、フルタイム(パートタイム)会計年度任用職員の支給割合であり、上記1人当たり平均支給額の算定には含まれていない。

○勤勉手当への人事評価の反映状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ(一律)		○
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定期間		

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

丸 龍 市	国
(支給率) 自己都合 勧奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度 47.709月分 47.709月分	最高限度 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)
1人当たり平均支給額 10,979千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職員（公営企業職員を含む）に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		—	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		—	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
高松市	6%	2人	6%
地域手当補正後のラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		98.9	(98.9)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(注) 支給対象職員が少数（2人）であるため、個人情報保護の観点から支給実績及び一人当たり平均支給額については公表しない。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		36,021千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		82千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		51.4%		
手当の種類（手当数）		13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 6年度決算	左記職員に対する支給単価
1 福祉業務手当	(1)生活保護業務の現業及び指導監査を行う職にある者 (2)保育所に勤務する保育士及びこども園に勤務する保育教諭	社会福祉業務等の現業に直接従事したとき	7,534千円	(1)日額400円 半日200円 (2)日額200円 半日100円
2 行旅病死人等処理手当	(1)行旅病人の処遇業務 (2)行旅死人等の処理業務	行旅病死人等の処理業務に従事したとき	0円	(1)1件につき2,000円 (2)1件につき10,000円
3 保健業務手当	(1)保健師が訪問指導の業務に従事したとき (2)看護師が訪問診療の業務に従事したとき		8千円	(1)日額200円 (2)半日100円

4 感染症防疫手当	感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定する感染症)患者の収容又は消毒の業務に従事したとき	231 千円	1 件につき 1,000 円 1 日につき 2,000 円
5 葬祭業務手当	葬祭業務に直接従事したとき (1) 死体の外部からの引取り又は搬送の作業等に従事したとき (2) その他の葬祭業務に従事したとき	0 円	(1) 1 件につき 1,200 円 (2) 1 件につき 600 円
6 清掃作業手当	1 ごみ又はし尿の処理作業に直接従事したとき (1) 路上におけるごみの収集又はごみの処理の業務に従事したとき (2) くみ取り又は浄化槽の清掃の業務に従事したとき 2 前項に定める作業に従事した場合において、次に定める者には、前項の金額に替えて次の手当を支給する (1) 監督員 (2) 清掃指導員又は班長 (3) 副班長 (4) 浄化槽管理業務に従事する者のうち必要な資格を有する者 3 犬、猫等のへい死体処理作業に直接従事したとき	11,056 千円	1 (1) 日額 1,000 円 半日 500 円 (2) 日額 1,000 円 半日 500 円 2 (1) 日額 1,150 円 半日 580 円 (2) 日額 1,100 円 半日 550 円 (3) 日額 1,050 円 半日 530 円 (4) 日額 1,110 円 半日 560 円 3 1 件につき 500 円
7 汚物処理手当	1 汚水のある下水道施設の内部で作業に従事したとき (1) 午前及び午後に各 1 回以上従事したとき (2) 午前又は午後に 1 回以上従事したとき	0 円	(1) 1 日につき 1,000 円 (2) 1 日につき 500 円
8 災害応急作業等手当	1 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事したとき 2 消防組織法第 39 条第 2 項に規定する消防相互応援協定に基づき消防業務に従事したとき(県外から緊急消防援助隊が出動した場合に限る) 3 国・地方自治体等からの派遣要請に基づき市外で災害応急作業等に従事したとき 4 その他市長が定める災害応急作業等に従事したとき	678 千円	1 1 日につき 2,160 円 2 1 日につき 2,160 円 3 1 日につき 1,080 円 4 1 日につき 1,080 円

9 消防業務手当	1 水火災等の出動に従事したとき 2 救急出動の業務に従事したとき (1) 救急救命士 (2) 上記以外 3 非番の者が招集されたとき 4 夜間に特殊業務に従事したとき (1) 2時間以上 (2) 2時間未満	2,721 千円	1 1回につき 100円 2 (1) 1回につき 130円 (2) 1回につき 100円 3 1回につき 200円 4 (1) 1回につき 150円 (2) 1回につき 100円
10 現場作業手当	高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	0 円	日額 300円 半日 150円
11 徴収業務手当	外勤し、かつ、税の賦課徴収業務又は下水道受益者負担金、市営住宅使用料等の徴収業務に従事したとき	61 千円	日額 400円 半日 200円
12 航路手当	航路を利用し通勤する者	950 千円	1 日につき 400円
13 担当長手当	担当長の職にある者	12,800 千円	月額 10,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	282,793 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	363 千円
支給実績（令和5年度決算）	263,771 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	325 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	・配偶者 7級以下 6,500円 8級 3,500円 ・子 10,000円 ・配偶者と子以外の扶養親族 7級以下 6,500円 8級 3,500円 ・満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 各5,000円	同	—	80,131 千円	241 千円
住居手当	・借家（月額12,000円を超える家賃を支払う職員） 家賃月額23,000円以下⇒家賃月額-12,000円 家賃月額23,000円超⇒（家賃月額-23,000円）×1/2+11,000円 (最高限度額27,000円)	異	支給要件 月額△4,000円 支給上限 △1,000円	45,965 千円	293 千円
通勤手当	・交通機関利用 運賃相当額（最高限度額55,000円） ・自動車等を使用 片道 2~5km未満 2,700円 5~10km未満 5,500円 10~15〃 8,300円 15~20〃 11,100円 20~25〃 13,900円 25~30〃 16,700円 30~35〃 19,500円 35~40〃 22,300円 40~45〃 25,100円 45~50〃 27,900円 50km以上 30,700円	異	自動車 各距離に応じ △900円～ +2,700円	52,041 千円	76 千円

管理職 手 当	部長級 86,200円（8級）又は83,600円（7級） 課長級 68,500（7級）円又は64,000円（6級） 副課長級 47,300円（6級）又は44,400円（5級）（定額制）	異	支給金額	100,787 千円	705 千円
宿日直 手 当	勤務 1回につき4,400円	同	—	70 千円	—
管理職 員特別 勤務手 当	8級：(週休日等の6時間を超える勤務)12,000円/回 (週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの勤務) 6,000円/回 7級：(週休日等の6時間を超える勤務)10,000円/回 (週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの勤務) 5,000円/回 6級：(週休日等の6時間を超える勤務)8,000円/回 (週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの勤務) 4,000円/回 5級：(週休日等の6時間を超える勤務)6,000円/回 (週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの勤務) 3,000円/回	異	支給金額	723 千円	—

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給 料	市長 副市長	976,000円 770,000円	(参考)類似団体における最高／最低額	
			1,076,000円／884,000円 883,000円／708,000円	
報 酬	議長 副議長 議員	591,000円 517,000円 462,000円	630,000円／452,000円 550,000円／390,000円 520,000円／370,000円	
			(令和6年度支給割合) 3.45月分	
期 末 手 当	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 3.45月分		
退 職 手 当	市長 副市長	(算定方式) 976,000×5×在職年数 770,000×4×在職年数	(1期の手当額)	(支給時期)
			19,520,000円 12,320,000円	退職した日から1月以内 退職した日から1月以内

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 公営企業職員の状況

(1) ボートレース事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
令和 6年度	千円 148,714,645	千円 46,026,835	千円 234,251	% 0.16

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 28	千円 114,124	千円 29,976	千円 46,723	千円 190,823	千円 6,815

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
 イ 特記事項 なし

② 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

丸亀市（ポートレース事業）	丸亀市（一般行政職）
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,660千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,558千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (※2.50)月分 (※2.10)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (※2.50)月分 (※2.10)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

- (注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。
 2 (※)内は、フルタイム（パートタイム）会計年度任用職員の支給割合であり、上記1人当たり平均支給額の算定には含まれていない。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

丸亀市（ポートレース事業）	丸亀市（一般行政職）
(支給率) 自己都合 勧奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	(支給率) 自己都合 勧奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度 47.709月分 47.709月分	最高限度 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~20%加算）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~20%加算）
1人当たり平均支給額 10,979千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職員（一般行政職を含む）に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	-		
支給職員一人当たりの平均支給年額（令和6年度決算）	-		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都（特別区）	20%	1人	20%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		8,515千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		298千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		100%	
手当の種類（手当数）		4	
手当の名称	主な支給対象	支給実績 令和6年度決算	左記職員に対する支給単価
1清掃作業手当	1ごみ又はし尿の処理作業に直接従事したとき (1)路上におけるごみの収集又はごみの処理の業務に従事したとき (2)くみ取り又は浄化槽の清掃の業務に従事したとき 2前項に定める作業に従事した場合において、次に定める者には、前項の金額に替えて次の手当を支給する (1)監督員 (2)清掃指導員又は班長 (3)副班長 (4)浄化槽管理業務に従事する者のうち必要な資格を有する者 3犬、猫等のへい死体処理作業に直接従事したとき	4千円	1 (1) 日額1,000円 半日 500円 (2) 日額1,000円 半日 500円 2 (1) 日額1,150円 半日 580円 (2) 日額1,100円 半日 550円 (3) 日額1,050円 半日 530円 (4) 日額1,110円 半日 560円 3 1件につき500円
2災害応急作業等手当	1 消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事したとき 2 消防組織法第39条第2項に規定する消防相互応援協定に基づき消防業務に従事したとき(県外から緊急消防援助隊が出動した場合に限る) 3 国・地方自治体等からの派遣要請に基づき市外で災害応急作業等に従事したとき 4 その他市長が定める災害応急作業等に従事したとき	11千円	1 1日につき2,160円 2 1日につき2,160円 3 1日につき1,080円 4 1日につき1,080円
3モーターボート競走事業開催手当	モーターボート競走が行われる日及び場間場外発売日に業務に従事したとき 1 1月4日から12月28日までの間ににおいて業務に従事したとき 2 12月29日から12月31日までの間ににおいて業務に従事したとき 3 1月1日から1月3日までの間ににおいて業務に従事したとき	8,016千円	日額 1,500円 半日 750円 日額 4,000円 半日 2,000円 日額 6,000円 半日 3,000円
4担当長手当	担当長の職にある者	470千円	月額10,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	9,244千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	645千円
支給実績（令和5年度決算）	3,889千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	338千円

(注) 時間外・夜間勤務手当を合計した金額である。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	3,996千円	294千円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	1,923千円	308千円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	1,527千円	66千円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	4,172千円	695千円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	0円	0円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	0円	0円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
令和6年度	千円 2,930,882	千円 309,053	千円 101,147	% 3.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 12	千円 45,440	千円 15,398	千円 18,836	千円 79,674	千円 6,640

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の一般職の職員の総数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

丸亀市（下水道事業）	丸亀市（一般行政職）
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,570千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,558千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (※2.50)月分 (※2.10)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (※2.50)月分 (※2.10)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

- (注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。
 2 (※)内は、フルタイム（パートタイム）会計年度任用職員の支給割合であり、上記1人当たり平均支給額の算定には含まれていない。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

丸亀市（下水道事業）	丸亀市（一般行政職）
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~20%加算） 1人当たり平均支給額 10,979千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~20%加算）

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職員（一般行政職を含む）に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	-		
支給職員一人当たりの平均支給年額（令和6年度決算）	-		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都（特別区）	20%	-	20%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		268千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		107千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		25.0 %	
手当の種類（手当数）		3	
手当の名称	主な支給対象	支給実績 令和6年度決算	左記職員に対する支給単価
1 汚物処理手当	汚水のある下水道施設の内部で作業に従事したとき (1) 午前及び午後に各1回以上従事したとき (2) 午前または午後に1回以上従事したとき	500円	(1) 1日につき1,000円 (2) 1日につき500円
2 災害応急作業等手当	1 消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事したとき 2 消防組織法第39条第2項に規定する消防相互応援協定に基づき消防業務に従事したとき(県外から緊急消防援助隊が出動した場合に限る) 3 国・地方自治体等からの派遣要請に基づき市外で災害応急作業等に従事したとき 4 その他市長が定める災害応急作業等に従事したとき	23千円	1 1日につき2,160円 2 1日につき2,160円 3 1日につき1,080円 4 1日につき1,080円
3 担当長手当	担当長の職にある者	240千円	月額10,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	11,350千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	1,056千円
支給実績（令和5年度決算）	10,111千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	994千円

(注) 時間外・夜間勤務手当を合計した金額である。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	713千円	138千円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	915千円	314千円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	851千円	87千円

管理職 手当	一般行政職の 制度と同じ	同	同	1,355 千円	677 千円
宿日直 手当	一般行政職の 制度と同じ	同	同	0 円	0 円
管理職員 特別勤務 手当	一般行政職の 制度と同じ	同	同	25 千円	100 千円

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第24条第4項、第5項）。

1 勤務時間（令和6年4月1日現在）

区分	時間等
開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時15分
休憩時間	60分（午後0時～午後1時）
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除く。

（注） 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第34条の規定により労働時間が6時間を超える場合に少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

2 その他の勤務条件

（1）休暇（令和6年4月1日現在）

休暇の種類	事由	期間	給料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給
年次休暇	1人当たりの平均取得状況（令和6年）	12日2時間	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給
		私傷病の場合 90日	
病気休暇 取得人数（令和6年度）		117人	
特別休暇 (期間省略)	選挙権等の行使、裁判員・証人・参考人等として出頭、骨髄移植、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、育児時間、出産補助休暇、出産前後の夫等の育児参加、家族の看護休暇、短期の介護休暇、忌引き、追悼、夏季休暇、災害等により住居が損壊した場合等の復旧、災害等により交通機関の事故等により出勤が困難、災害等により退勤途上の危険回避、生理休暇、保健指導・健康診査・通勤緩和休暇、出生サポート休暇		有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6月の期間内で必要と認められる期間	無給

V 職員の休業に関すること

休業制度（令和 6 年 4 月 1 日現在）

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

新たに育児休業を取得した職員（令和 6 年度） 男性 10 人 女性 21 人

VI 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対しなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第 28 条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか 1 つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています（同法第 29 条）。

1 分限処分の状況（令和 6 年度）

内容	人数	事案の概要
休職	20 人	心身の故障のため

（注） 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況（令和 6 年度）

内容	人数	概要
停職	0	該当なし
戒告	0	該当なし

VII 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第 30 条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などさまざまな制約が課されています（同法第 32 条～38 条）。

営利企業等従事許可の状況（令和6年度）

内容	件数
商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	0 件
自ら営利企業を営むことの許可	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	8 件

VIII 職員の退職管理に関すること

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前5年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約や処分(再就職先及びその子法人に対するものに限る。)に関して、離職後2年間働きかけが禁止されています。なお、離職前5年より前に課長級以上の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後2年間、また、在職中に再就職先及びその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されています（地方公務員法第38条の2第1項、第4項、第5項、第8項）。

IX 職員の研修に関すること

1 職員の研修（令和6年度）

区分	修了者数（延べ人数）
一般研修 一般研修とは、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能、態度その他基礎的教養を一般的に修得させることを目的として、職務の複雑さと責任の度合い（階層別）に応じて行う研修です。（階層別研修など）	204人
特別研修 特別研修とは、職員が現についている職務に密接な関係がある知識又は技能を専門的に修得させることを目的として行う専門研修及び職員の一般的な教養を高めることを目的として行う教養研修です。（海外研修、人権教育研修など）	3,288人
派遣研修 派遣研修とは、職員がその職務を遂行するために必要な知識又は技能を修得させることを目的として、職員に国若しくは他の地方公共団体又は学校その他の教育機関に派遣して行う研修です。（海外研修・市町村アカデミー・国際文化研修所・自治大学校などへの派遣や香川県人材育成センターでの能力開発研修）	134人

平成23年度より、研修の区分を変更しました。

X 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（一財）香川県市町村職員互助会、丸亀市職員共済会に加入しています。

福利厚生の状況（令和6年4月1日現在）

区分	内容
職員の保健等 に関するこ	定期健康診断の実施、職員の保健指導など
共済組合	<p>◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○保健給付＝療養給付、入院時食事療養費、療養費、高額療養費など ○休業給付＝傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ○災害給付＝弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金</p> <p>◎長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付 ○退職共済年金＝組合員期間が1ヵ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給（65歳未満で受給できる特例あり） ○障害共済年金・一時金＝組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ○遺族共済年金＝組合員または組合員であった者が死亡したとき遺族に支給</p> <p>◎福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業 ○保健事業＝健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など ○宿泊事業＝共済組合宿泊施設の経営 ○貯金事業＝普通貯金の受入れ ○貸付事業＝普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など</p>
互助会	人間ドック等助成金、入学祝金、結婚祝金、交通災害見舞金など
共済会	サークル活動補助、チケット購入補助など

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第45条第1項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（令和6年度）

公務災害	通勤災害	計
11件	1件	12件

X I 公平委員会の業務に関すること

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第46条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは審査請求をすることができます（同法第49条の2第1項）。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

5年 度 末 継 続 件 数	6年 度 内 要 求 件 数	6年 度 内 処 理 件 数	6年 度 末 継 続 件 数
0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

5年 度 末 継 続 件 数	6年 度 内 申 立 件 数	6年 度 内 処 理 件 数	6年 度 末 継 続 件 数
0 件	0 件	0 件	0 件